建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)に基づく事業登録に関する事務が札幌市に移譲されました

1

対 象

☆ 札幌市内の営業所であって、現に建築物衛生法に基づく事業登録を受けている者、または登録を受けようとする者

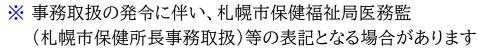
▲札幌市外にある営業所は対象外です(これまでと変更ありません)

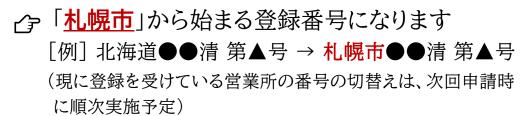


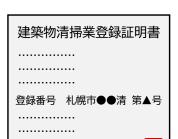
事務の移譲に伴う変更点

- ☆ 手数料が「現金納付」になります
 - ▲ 北海道収入証紙は貼付しないでください









登録証明書のイメージ図

札幌市保健所長 ■■��印

 申請書等の必要提出部数が「<u>1部</u>」になります (申請書等の様式は一部修正を加えたものに変更します)

備考

- 今和3年3月31日以前に登録を受けている営業所については、今回の 事務の移譲に伴う特段の手続きは必要ありません
- ☆ 登録基準は北海道の基準と同等です
- 分 手数料の額は、現行の北海道の手数料と同額です

札幌市 事業登録 移譲

検索



【問合せ先・申請窓口】札幌市保健所 生活環境課 ビル衛生係 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階 / 電話 011-622-5165

